

医療費の負担割合の判定方法が変わりました

後期高齢者医療加入者と70歳以上の国民健康保険加入者に分けて、負担割合を判定します

医療費の負担割合（1割または3割）は、毎年8月1日現在で、前年中の市県民税課税所得に基づき判定します。これまでは同じ世帯の70歳以上の人は同じ負担割合でしたが、8月以降は、後期高齢者医療と国民健康保険それぞれで負担割合を判定します。このため、同じ世帯でも負担割合が異なることがあります。

7月まで

同じ世帯の70歳以上の人全員で判定していました

●世帯が同じであれば、負担割合も同じです。

- 70歳以上の人全員が市県民税課税所得が145万円未満の場合は、全員が1割負担です。
- 70歳以上の人で、市県民税課税所得が145万円以上の人がある場合は、全員が3割負担^{*}と判定されます。

※ただし、次に該当する場合は、申請により1割負担となります。



例 Aさん夫妻

夫78歳・妻73歳
2人とも70歳以上なので、
同じ負担割合でした。

70歳以上の人	収入
世帯内に1人	収入が383万円未満
世帯内に2人以上	全員の収入の合計が520万円未満

8月から

後期高齢者医療加入者・国民健康保険加入者それぞれで判定します

●医療保険制度ごとに判定するため、同じ世帯でも負担割合が異なる場合があります。



後期高齢者医療

- 後期高齢者医療加入者全員が市県民税の課税所得が145万円未満の場合は、1割負担です。
 - 後期高齢者医療加入者に、市県民税課税所得が145万円以上の人がある場合は、3割負担^{*}と判定されます。
- ※ただし、次に該当する場合は、申請により1割負担となります。

後期高齢者医療加入者	収入
世帯内に1人	収入が383万円未満
世帯内に2人以上	全員の収入の合計が520万円未満

- 今回の判定により、医療費の負担割合が変わる人には、7月下旬までに新しい被保険者証を配達記録郵便で送っています。8月以降は、新しい被保険者証を使ってください。
- 古い被保険者証は必ず返却してください。



国民健康保険

- 70歳以上の国民健康保険加入者全員が市県民税の課税所得が145万円未満の場合は、1割負担です。
 - 70歳以上の国民健康保険加入者に、市県民税課税所得が145万円以上の人がある場合は、3割負担^{*}と判定されます。
- ※ただし、次に該当する場合は、申請により1割負担となります。

70歳以上の国民健康保険加入者	収入
世帯内に1人	収入が383万円未満
世帯内に2人以上	全員の収入の合計が520万円未満

- これまでお使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日です。負担割合の変更の有無に関わらず、全員に、7月下旬までに新しい受給者証を郵送しています。8月以降は、新しい受給者証を使ってください。
- 古い受給者証は破棄してください。
- ▶国民健康保険加入者で、現在1割負担の人は、来年4月からは2割負担になる予定です。